

【別表：重度かつ継続に該当する一定所得以上の方の取扱い】

現在お持ちの受給者証の有効期間	受給者証発行等の対応	
①平成 30 年 3 月 31 日以降に有効期間が終了する方で、継続等の申請をされる方	改正後の政省令公布後に受給者証を発行します (申請の受付は通常どおり行います)	
②平成 30 年 3 月 30 日以前に有効期間が終了する方で、継続等の申請をされる方 ③新規申請を行う方	改正政省令の公布前	受給者証の備考欄等に「経過的特例が延長されない場合、有効期間は平成 30 年 3 月 31 日までとする」と記載した受給者証を発行します(従来どおり)
	改正政省令の公布後	通常の受給者証を発行します
④上記①～③の他、現在受給中の方	現在所持している受給者証を引き続き利用してください	

※いずれの場合も、経過的特例の延長に伴う特別な申請は不要です